

2014くらしのサポーター通信

金融トラブル被害者の心理～なぜ高齢者が危ないのか～

ハイライト:

- 今月のテーマ
- ・金融トラブル被害者の心理～なぜ高齢者が危ないのか～
- ・郵便貯金の権利消滅に御注意!
- ・着衣着火事故を防ぎましょう
- お知らせ
- くらしのコラム
年越し蕎麦～大晦日の風物詩～

先日、大阪で開催された講演会に参加しました。講師は、立正大学心理学部教授 西田公昭先生です。高齢者の消費者被害が多発しています。講演のポイントを紹介しますので、消費者被害防止にお役立てください。

1 高齢者はだまされやすいか？

高齢者がだまされやすいという心理学的な統計はありません。また高齢者の知能レベルは落ちておらず、認知症の影響を大きく受けている人も少ないのが実態です。高齢者がねらわれる真相は次のとおりです。

- (1) 高齢者は高額資産を所有している可能性が高い。
- (2) だます側に「高齢者がだまされやすい」という思い込みがあり、高齢者に向けて多くの仕掛けをつくっている。
- (3) 高齢者にとって不慣れなハイテク技術での詐欺（ATM・インターネットなど）が増えている。

2 なぜ人はだまされるのか？ ～人は「考えない生物」～

人には「省エネ思考」（＝あまり考えたくない）という心理が働くそうです。例えば、「電車で座席に座りたい」「店の入り口付近で駐車したい」など、楽をしようと行動することと同じで、考えないで信じる方が楽だからです。一方で悪質業者は、十分な資源を投下して全力でだまそうとします。したがって、消費者もそれに負けないように、しっかり考えて慎重に対処する必要があるのです。

3 だまされないための5つのトレーニング

(1) 「自分はだまされない」という過信を捨てる練習

身長や体重のサバをよむ人、年齢をごまかしている人など・・・他人のウソに全て気づいていますか？また、他人からのお世辞や褒め言葉をどれだけ見抜いていますか？みんな「だまされた経験」があるのです。

(2) 売り口上の怪しさに気づく練習

日常の消費行動で、ヒヤリハットするべき怪しいサインがないかを見抜きましょう。



(3) ストレス耐性づくり

不安・恐怖・罪悪感・責任感など感情に耐える訓練をしましょう。

(4) NOという練習

なるべく早くはっきりと断れるように！

(5) 味方を探す練習

警察や消費生活センターの相談窓口、家族・友人・隣人とつながっておきましょう。

「大金を使うときは一人で決めない」ことが鉄則です。

4 印象に残ったことば ～息子と母の会話より～

(1) 息子：「母さんもそういう歳なんだから、気をつけて」

高齢者は決して無力ではなく、子どもに帰るのでもありません。敬意をもって支援することが大切です。

(2) 母（高齢者）：「なんで私が・・・馬鹿にして。絶対だまされないわよ」

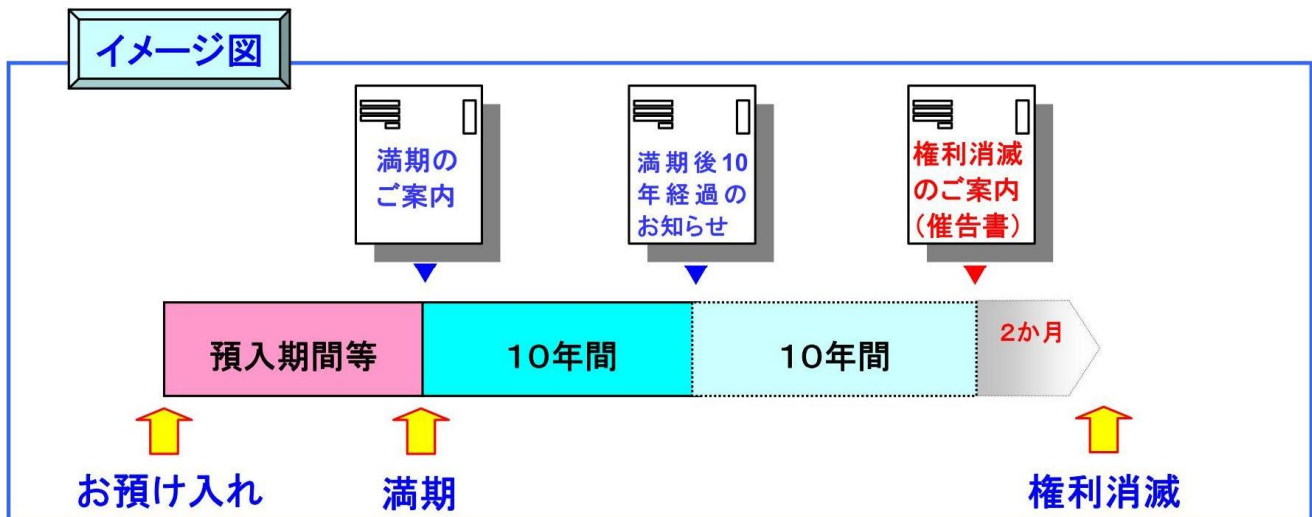
「熟年の経験を生かして、いつものとおりする」ということが、ときに危険をまねくケースもあることを、高齢者自身も認識しておきましょう。

西田公昭先生プロフィール

徳島県出身。関西大学社会学部卒業。静岡県立大学准教授等を経て、平成23年から立正大学心理学部対人・社会心理学教授、翌年から同大学院教授を兼務。「オウム真理教の犯罪行動についての社会心理学的研究」で平成12年に日本社会心理学会研究優秀賞を受賞。

郵便貯金の権利消滅に御注意！

郵政民営化前（平成19年9月30日以前）に契約した定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金等は、満期後20年を経過しても払い戻しの請求がない場合は、「権利消滅のご案内（催告書）」が送付され、その後2か月を経過しても払い戻しの請求をしない場合、その**郵便貯金の権利は消滅**します。早めに払戻しの手続きをしましょう。



- ①満期となる際に、「満期のご案内」が送付されます。
 - ②満期後10年間、払戻しの請求等がない場合、「満期日経過のご案内」が送付されます。
 - ③満期後20年を経過しても払い戻しの請求等がない場合は、「権利消滅のご案内（催告書）」が送付されます。
 - ④その後2か月以内に払い戻しの請求等をしない場合、**郵便貯金の権利は消滅**します。
- 住所や名前の変更があった場合には、案内が届かないことがあります。なお、郵便貯金の住所変更の手続きと郵便物の転居届の手続きは別に行う必要があります。
 - 「預けている郵便貯金があるはずだが、通帳や証書を紛失して、その口座番号等も分からない」場合は、最初に預入した郵便局、預入した時期・金額など分かる範囲内で、郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の窓口に御相談ください。
 - 簡易生命保険についても、満期を迎えている契約がないか、保険料の払い込みがなく失効となっている契約がないか、御確認ください。満期から5年が過ぎると時効となりますが、その後も請求をすると支払いは行われます。

※次の**フリーダイヤル**からもお問い合わせが可能です。

- ・郵便貯金に関するお問い合わせは、**ゆうちょコールセンター 0120-108420**
 - ・簡易生命保険に関するお問い合わせは、**かんぽコールセンター 0120-552-950**
- 詳しくは、（独）郵便貯金・簡易生命保険管理機構のホームページを御覧ください。

<http://www.yuchokampo.go.jp/topics/attent.html>

着衣着火事故を防ぎましょう

ガスコンロなどの火が衣服に燃え移る「着衣着火」により、平成25年は全国で121人が亡くなりました。放火自殺等を除く死者数（1,278人）の9.5%を占めています。

また、死者数1,278人を年齢層別にみると、65歳以上が68.6%を占めており、高齢者の事故が目立っています。

<事例>

- ・やかんと鍋を移しかえようとしたら、袖にコンロの火が付いた。
- ・コンロの上の棚の物を取ろうとしたら裾が燃えた。
- ・お湯をわかすため火をつけたところ、袖口のボタンを外していたため、燃え移った。
- ・反射式石油ストーブの前で横になっていたところ、セーターの腹部が焦げていた。

<着衣着火防止のポイント>

- ・調理中は、マフラーやストールなどは外し、裾や袖が広がっている服を着ているときは、特に炎に接しないように注意しましょう。
- ・ガステーブル等の奥に、物を置かないようにしましょう。
- ・火が接しても着火しにくい防災品のエプロン・アームカバーを使い、調理中の着衣着火を予防しましょう。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

電子メール

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

くらしのサポーター通信はこちら

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supportthp/>



今号のサポーター通信の送付には、移転前に作成した封筒を使用しています。

くらしのコラム

年越し蕎麦～大晦日の風物詩～

師走は気忙しい。今や晦日の風物詩の年越し蕎麦は、細く長くとの縁起から大晦日に蕎麦を食べる風習である、と辞書にはある。とはいえ、言われはいろいろある、言われのコピペである。

蕎麦は他の麺類よりも切れやすいから「今年一年の災厄を断ち切る」との説。金細工師が散らかった金粉を集めるのに蕎麦粉を使ったので、蕎麦は金を集める縁起物だと年越しに蕎麦を食べたとの説。蕎麦は、風で倒れてもすぐ起き上がるので、たくましさにあやかったとの説。さらに、蕎麦は健康に良いという説から年越しに蕎麦を食べた、と言うのもある。

年が明ければ、人事異動で住居が変わり引っ越し蕎麦である。

くらしのサポーター 三原茂雄

お知らせ

「消費者問題県民大会」を開催します

県民の皆様に、消費生活に関する知識と理解を深めていただき、「自立した消費者」となっていただくため、「消費者問題県民大会」を開催します。

1 主催

徳島県・特定非営利活動法人徳島県消費者協会

2 開催日時・場所

日時：平成27年2月7日（土）10：00～11：30

場所：ホテル千秋閣 7階「鳳」（徳島市幸町3丁目55番地）

3 内容

- ・「くらしのサポーター」活動推進功労者表彰式
- ・「消費生活コーディネーター」活動推進功労者表彰式・認定式
- ・街角コンシューマーカフェの参加報告
（徳島科学技術高校生・四国大学生・加渡いづみ氏）
- ・啓発落語
「法律って知ってる？今でしょ！消費者教育推進法」

4 講師

東京都消費生活総合センター 消費生活啓発員 浜遊亭 美波 氏

入場無料（事前申込み不要）



くらしのサポーター担当者より

「くらしのサポーター・消費生活コーディネーター交流会」、「くらしのサポーター研修会」を開催したところ、多くの方に御参加いただき、ありがとうございました。

消費者被害防止のためには、日頃からの勉強や地域での見守り活動が重要であると改めて感じました。

地域の見守りで消費者被害を防ぐ、徳島スタイルの消費者市民社会実現のため、御協力をお願いします。